妊娠が分かったら

妊娠の兆候が現れたら、できるだけ早く産婦人科に行き、赤ちゃんとお母さんのための健康診査を受けましょう。妊娠が確定したそのときから、届けや手続きの必要なものがあります。時期が決まっているものが多いので、忘れないように注意しましょう。妊娠が分かったら、家族や職場の人と今後のことを話しあいましょう。

●妊娠後の手続き

お問い合わせ | 冬市町村(P26~44)

母子健康手帳

産婦人科で妊娠がわかったら、市町村役場で母子健康手帳をもらいます。妊娠中からのお母さんの体の変化と出産の様子、健診結果や予防接種の記録など、子どもの大切な成長記録です。妊娠・出産・育児についての知識も記載されています。

妊婦健康診査

最寄りの医療機関で、定期的に健康診査を受けましょう。なお、健診費用に対して一部補助が受けられる制度があります。(県内全市町村で14回補助)。受診票は、母子健康手帳と一緒に交付されます。さらに、多児妊娠の場合は、上乗せ補助が受けられる市町村もあります。

妊娠教室·両親学級

妊娠・出産についての正しい知識や、妊婦体操、新生児の世話について学ぶ、妊婦とそのパートナーのための 教室です。産婦人科医、助産師、保健師、栄養士などがそれぞれの分野からアドバイスしますので、健診では聞け ないことを質問するチャンスです。

●出産時の手続き

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)

出生届の提出

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に、出生届を提出します。手続きは、親の居住地、親の本籍地、赤ちゃんの出生地のいずれかの市町村で行います。出生届の出生証明書は医師か助産師に記入してもらい、母子健康手帳、印鑑を持参します。

児童手当の申請

中学校終了前(15歳到達後の年度末)までの児童を養育している人に支給されます。

支給を受けるには、出生の翌日から15日以内に、各市町村へ(公務員は各職場へ)申請し、認定を受ける必要があります。支給は原則として、年3回、6月、10月、2月に4か月分ずつ支給されます。

支給額(月額) 児童一人あたり次の額が支給されます。

- ●3歳未満:15,000円 ●3歳~小学校修了前(第1~2子):10,000円/(第3子~):15,000円
- ●中学生:10,000円

※受給者の所得額が、国の定める所得制限額を上回る場合は、児童一人あたり一律5,000円の支給となります。

新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら保健師・助産師が家庭を訪問し、赤ちゃんの成長・発達の様子を見たり、育児の相談に応じます。

お問い合わせ

各市町村(P26~44)



妊娠・出産のことで困ったときは?

●不妊専門相談センター

不妊・不育症に悩む方が気軽に相談できるように県東部と西部に「不妊専門相談センター」を開設しています。 みなさんが相談しやすいように、様々な相談方法で対応していますので、ご活用ください。相談料は無料です。

鳥取県東部不妊専門相談センター(県立中央病院内)

電 話:0857-26-2271(代表)※代表で「不妊相談・不育相談」とお伝え下さい。 【電話面接相談】火・金 13:00~17:00 ± (第1・3)8:30~17:00

〔ファックス〕: 0857-29-3227 〔電子メール〕: funinsoudan@pref.tottori.jp

鳥取県西部不妊専門相談センター(ミオ・ファリティ・クリニック内)

【電話相談】 0859-35-5223 月~水・金 14:00~17:00 【面接相談】 木・土 14:00~17:00

「電子メール): seibu-funinsoudan@mfc.or.jp

●不妊治療への助成金

不妊治療のうち、健康保険が適用されない体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)と、人工授精に要する費用の一部を助成しています。また、不妊検査に要する費用の一部を助成しています。

助成の内容(いずれも健康保険が適用されない経費を対象とします)

※助成を受けるには、所得、住所等の条件があります。詳細は、お問い合わせください。

● 特定不妊治療費助成

特定不妊治療に要した費用について、治療一回につき17万5千円、8万7千5百円、7万8千円を限度に助成。 詳細は、各圏域福祉保健事務所・福祉保健局へ問い合わせください。

● 人工授精助成

人工授精に要した費用の2分の1を、1年度あたり10万円まで、通算2年度まで助成。

● 不妊検査費助成

結婚3年以内のご夫婦が受けた不妊検査に要した費用の2分の1を、1万3千円まで助成。

お問い合わせ 各圏域福祉保健事務所・福祉保健局(P25)

●その他のご相談はこちら

妊娠中の心配ごとは各市町村へご相談ください

カゼをひいた、つわりがひどい、里帰り分娩をしたい、仕事との両立…など、妊娠中の不安や心配ごとには、各市町村の保健師がアドバイスをします。

お問い合わせ 各市町村(P26~44)

●働く妊婦さんのために(母性健康管理措置等法)

- ①会社に、妊産婦健診のための必要な時間の確保を申し出ることができます。
- ②医師からつわりやむくみに対応して勤務時間の短縮や休業などをするよう指導を受けた場合は、「母性健康管理指導事項連絡カード」などを活用し、措置を受けることを会社に申し出ることができます。
- ③その他、様々な労働法令が適用されます。 (軽易業務転換、時間外・休日・深夜労働の制限、変形労働時間制の適用制限、好

(軽易業務転換、時間外・休日・深夜労働の制限、変形労働時間制の適用制限、妊娠・出産・産前産後休業・育児休業取得等を理由とする不利益取扱の禁止 等)

お問い合わせ 鳥取労働局雇用環境・均等室・労働基準監督署(P24)



一体なに?産休、育休、給付金

妊娠がわかったら、家族や職場の人と今後のことを話し合いましょう。妊娠中や産後の一定期間は、医師の指導に基づき必要とされた時差通勤や勤務時間の短縮などを職場に配慮してもらうことができます。 また、育児休業は両親のどちらがとるのかなど、長期の育児計画も立てておきましょう。

事業主による妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇、退職の強要、不利益な異動、減給、降格などの不利益な扱いは法律で禁止されています。また、事業主に対し、上司・同僚からの妊娠・出産・産休・育休などに関する言動により、妊娠・出産・産休・育休などをした労働者の就業環境を害するといったハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

産前産後休業

産前産後休業、いわゆる「産休」は、働く妊婦は会社の規模などに関係なく、誰でも取得できます。 産前休業は申請により出産予定日の6週間前(多児の場合は14週前)から、産後は申請なしで8週間の休業を取得する ことができます。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、医師が支障ないと認めた業務につくことは可能です。職場の担当者を通じて事業主に申請します。 ※各労働基準監督署(P24)でも問い合わせできます。

育児休業

子どもが満1歳になるまで(保育所に入れない等の理由があれば、子どもが1歳6か月まで、父母が両方とも休業すれば1歳2か月までの1年間)は、母親、父親のどちらでも希望する期間を休業できる制度です。職場の担当者を通じて事業主へ申請します。※平成29年10月1日より、子どもが1歳6か月以降も保育所に入れない等の場合には育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようになります。

育児短時間勤務・残業の免除

会社は、3歳未満の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度(1日原則6時間)を設けなければならないこととなっています。また、子どもが3歳に達するまで残業免除の措置を受けることができます。職場の担当者を通じて事業主に申請してください。

子の看護休暇

小学校就学前までは、1年に5日まで病気、けがをした子どもへの看護や、子どもに予防接種、健康診断を受けさせるために休暇を取得できます。取得は、1日又は半日(所定労働時間の2分の1)単位でできます。 職場の担当者を通じて事業主へ申請してください。また、小学校就学前の子どもが2人以上いる場合は、1年に10日取得できます。

●保険料の免除と給付金

お問い合わせ 各年金事務所、各公共職業安定所(P24)

社会保険料免除…各年金事務所

産前・産後休業・育児休業中の健康保険と厚生年金の自己負担分及び事業主負担分は、申請すれば免除されます。職場の担当者を通じて年金事務所へ申請します。

育児休業給付金…各公共職業安定所

雇用保険被保険者期間が12か月以上(ひと月11日以上勤務)ある人が、1歳(いわゆるパパママ育休プラス制度を利用して育児休業を取得する場合は1歳2か月、保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6か月)に満たない子を養育するために育児休業を取得して、賃金が一定水準を下回った場合に支給されます。原則として事業主を通じて公共職業安定所に申請します。

支給額:休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50%

(休業開始日から起算し、当該育児休業給付金の支給日数が通算して180日に達するまでの間に限り67%)

育児時間

生後1年未満の子どもを育てる母親は、授乳、搾乳、育児などのために、1日2回各々少なくとも30分ずつの育児時間を請求することができます。時間帯や有給か無給かは、勤務先の就業規則等によります。

お問い合わせ 各労働基準監督署(P24)

出産・育児一時金と出産手当金について

妊娠の定期健診や出産には「保険」又は「医療保険」が適用されませんが、各医療保険者から給付金 や助成金を受けることができます。なお、妊娠85日(4か月)以後に死産や流産をした場合でも、支給対 象となります。

出産育児(配偶者出産)一時金

お問い合わせ 加入している各医療保険の窓口

出産育児一時金とは?

(お持ちの保険証をご覧ください。)

妊娠、出産は病気で病院にかかる場合と違って健康保険が使えないため、全額自己負担になります。 まとまった支出となる出産費用の一部を助成してくれるのが、「出産育児一時金」です。

健康保険および国民健康保険に加入している人か、その被扶養者が妊娠85日(4か月)以降に出産したとき、 一時金が受け取れます。

受給額

産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合は、原則42万円。 それ以外の病院で出産した場合は、原則40万4千円となります。



▶出産手当金

お問い合わせ 全国健康保険協会 鳥取支部 0857-25-0052

出産手当金とは?

または加入している各医療保険の窓口(お持ちの保険証をご覧ください。)

法で定められた産前42日(多胎98日)産後56日の間、会社を休み給料が出ない場合等、その間生活を支える ために、健康保険から支給されるのが出産手当金です。

ただし、出産手当金としてもらえる額を超えて産休中に給料が出る場合は、もらえません。

対象者

勤め先の健康保険に加入している人であれば、正社員のほか、契約社員やパート、アルバイト、派遣社員で あってももらうことができます。

また、お勤めしていても、国民健康保険の場合は対象にはなりません。

受給額

1日あたり: 【支給開始日※以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×3分の2 ※出産手当金が支給された初日のことです。

支給開始日の以前の期間が12ヵ月に満たないときは

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

②当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(28万円)

を比べて少ない方の額を使用して計算します。

正確な金額は加入している各医療保険の窓口で計算してもらいましょう。